

令和元年6月5日

青森県教育委員会第845回定例会

期 日 令和元年6月5日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 案

- 議案第1号 令和2年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案
について 1
- 議案第2号 令和2年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針
案について 2
- 議案第3号 令和2年度青森県立特別支援学校高等部入学者選
抜基本方針案について 4
- 議案第4号 県立高等学校の設置について 5
- 議案第5号 青森県立郷土館協議会委員の人事について 6
- 議案第6号 県立高等学校の募集停止について 7
- 議案第7号 県立高等学校の学科の廃止について 8

3 閉 会

議案第 1 号

令和 2 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について

令和 2 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

令和 2 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針

- 1 県立中学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、小学校での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせて、総合的に評価し、行うものとする。
- 3 選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第2号

令和2年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について

令和2年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

令和2年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針

青森県立高等学校における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、各高等学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

- 1 高等学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜は、次のとおりとする。
 - (1) 出願は、1人、1校1学科・コース（部）に限るものとする。ただし、当該校に設置されている学科間等で第2志望を認める。
 - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書（以下「調査書」という。）、青森県教育委員会が実施する学力検査の成績、各高等学校で行う面接の結果及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて、一般選抜と特色化選抜により行うものとする。
 - (3) 連携型中高一貫教育を実施する高等学校の入学者の選抜は、別に定めるところにより連携型入学者選抜を行うものとする。この場合、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができるものとする。
 - (4) 合格者数が募集人員に満たない学科等において、別に定めるところにより、再募集を行うものとする。

- 3 通信制の課程の入学者の選抜は、調査書又は入学出願資格に関する証明書等に基づいて行い、学力検査は実施しないものとする。
- 4 青森県教育委員会が実施する学力検査は、次のとおりとする。
 - (1) 実施教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とする。
 - (2) 各教科の学力検査問題は、中学校学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容とする。
- 5 選抜に当たっては、各高等学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第3号

令和2年度青森県立特別支援学校高等部 入学者選抜基本方針案について

令和2年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針を次のように定める。

令和2年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針

青森県立特別支援学校高等部における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、高等部を設置する各特別支援学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

- 1 特別支援学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、次のとおりとする。
 - (1) 出願は、1人、1校1学科に限るものとする。ただし、青森県立盲学校に出願する場合は、普通科と保健理療科との間で第2志望を認める。
 - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、各特別支援学校で実施する面接の結果及び必要に応じて実施する諸検査の結果を選抜資料とし、総合的に判定し行うものとする。
 - (3) (1)にかかわらず、青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、合格しなかった場合は、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（青森県立八戸高等支援学校を含む。）の普通科に出願することができる。
- 3 面接及び諸検査は、障害の特性・状況に十分配慮して適切に実施するものとする。
- 4 選抜に当たっては、各特別支援学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第4号

県立高等学校の設置について

県立高等学校を以下のとおり設置することとする。

1 名称案、位置、課程及び学科

名称案	位置	課程	学科
青森県立黒石高等学校	黒石市西ヶ丘	全日制の課程	普通科
			情報デザイン科
			看護科
		専攻科	看護科

2 開設の時期

令和2年4月1日

3 その他

当該高等学校の設置及び名称については、青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案の議決により決定するものである。

議案第5号

青森県立郷土館協議会委員の人事について

青森県立郷土館協議会委員の人事を次のとおり行う。

飛 内 文 代

青森県立郷土館協議会委員を免ずる

中 村 紹 子

青森県立郷土館協議会委員に任命する

任期は令和元年6月6日から令和元年10月14日までとする

令和元年6月5日

青森県教育委員会

議案第6号

県立高等学校の募集停止について

1 提案理由

県立高等学校を募集停止するため提案するものである。

2 募集停止する学校名、課程及び学科

学 校 名	課 程	学 科
青森県立黒石高等学校	全日制の課程	普 通 科
		看 護 科
	専 攻 科	看 護 科
青森県立黒石商業高等学校	全日制の課程	商 業 科
		情報処理科
		情報デザイン科
青森県立五戸高等学校	全日制の課程	普 通 科

3 募集停止の時期

令和2年4月1日

議案第7号

県立高等学校の学科の廃止について

1 提案理由

県立高等学校の学科を廃止するため提案するものである。

2 学校名、課程及び廃止する学科

学 校 名	課 程	学 科
青森県立名久井農業高等学校	全日制の課程	園芸科学科
青森県立十和田工業高等学校	全日制の課程	電子機械科
青森県立むつ工業高等学校	全日制の課程	電 子 科

3 廃止の時期

令和2年3月31日

4 その他

廃止の日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

参 考 資 料

第 8 4 5 回定例会（令和元年 6 月）

- 議案第 4 号
県立高等学校の設置について P 1 ~ 2
- 議案第 5 号
青森県立郷土館協議会委員の人事について P 3 ~ 4
- 議案第 6 号
県立高等学校の募集停止について P 5 ~ 6
- 議案第 7 号
県立高等学校の学科の廃止について P 7 ~ 8

県立高等学校の設置について

1 設置の経緯

- 平成30年度から令和4年度までを計画期間とする青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画では、今回設置する高等学校に関して、次のとおり示している。

【中南地区統合校】

【対象校】
黒石高等学校（普通科3学級、看護科1学級(専攻科1学級)） 黒石商業高等学校（商業科4学級：商業・情報処理・情報デザイン）
【実施年度】
平成32年度（令和2年度）
【使用校舎】
黒石高等学校の校舎
【学科構成】
普通科3学級 情報デザイン科1学級 [学習内容の引継方法(学科、コース等)については、 開設準備委員会で検討] 看護科1学級（専攻科1学級）

- これらのことを踏まえ、第1期実施計画における高等学校の設置のうち、中南地区統合校の設置を令和2年度に行うものである。

2 名称案

青森県立黒石高等学校

(理由) 中南地区統合校開設準備委員会において慎重に協議された結果を尊重し、「黒石高等学校」及び「(新元号)黒石高等学校」「令和黒石高等学校」の2案を検討した結果、この統合が同一市町村内の高等学校の統合であり黒石市内に所在する唯一の高等学校となることから他の高等学校と区別する必要がないこと、唯一の高等学校を示す名称として「市の名称」を用いることが簡潔明瞭であり親しみやすいことなどを総合的に勘案し、中南地区統合校の名称案は「黒石高等学校」とする。

3 位置

黒石市西ヶ丘 ※ 現在の黒石高等学校の校舎を使用する。

4 設置する課程、学科、学級数及び募集人員（予定）

課 程	学 科	学級数	募集人員
全日制の課程	普通科	3 学級	1 2 0 人
	情報デザイン科	1 学級	4 0 人
	看護科	1 学級	4 0 人
専攻科	看護科	1 学級	4 0 人

5 設置時期

令和 2 年 4 月 1 日

6 校地面積等

- (1) 校地 6 7, 3 8 0 m²
- (2) 校舎 8, 7 6 3 m²
- (3) 体育館 1, 8 9 1 m²

【参考】

< 令和元年度 >

【黒石高等学校】

普通科 (3 cl)
看護科 (1 cl)
(専攻科 1 cl)

2 学科 4 学級 (専攻科 1 学級)

< 令和 2 年度 >

【黒石高等学校】(新設)

普通科 (3 cl)
情報デザイン科 (1 cl)
看護科 (1 cl)
(専攻科 1 cl)

3 学科 5 学級 (専攻科 1 学級)

【黒石商業高等学校】

商業科 (2 cl)
情報処理科 (1 cl)
情報デザイン科 (1 cl)

3 学科 4 学級

「黒石高等学校」及び「黒石商業高等学校」を募集停止し、黒石高等学校を新設する。

第23期 青森県立郷土館協議会委員一覧

分野	現委員 (任期：平成29年10月15日～令和元年10月14日)					新委員候補者 (任期：令和元年6月6日～令和元年10月14日)				
	NO	氏名	性別	選考分野	備考	NO	氏名	性別	選考分野	備考
学校教育	1	柴田敬司	男	小学校	むつ市立正津川小学校長					
	2	木立 絢子	女	小学校	青森市立堤小学校教諭					
	3	工藤規正	男	中学校	十和田市立十和田湖小学校長 (十和田湖中学校長兼務)					
	4	飛内 文代	女	県立学校	北斗高校学校長	4	中村 紹子	女	県立学校	県立盲学校長
社会教育 家庭教育	5	齋藤 麻毅	男	社会教育	(公募) 神社宮司					
	6	中村 文子	女	社会教育	(公募) 三内丸山ボランティア 浪館小図書ボランティア					
	7	田中 高央	男	社会教育	(公募) 元小学校教員 県青少年健全育成推進員 青森市社会福祉協議会評議員					
	8	長内 幸子	女	社会教育	(公募) 大鱒町連合婦人会会長 大鱒町社会教育委員					
学識 経験者	9	福田友之	男	考古	日本考古学協会会員 県立郷土館元副館長					
	10	工藤 雅世	女	観光	青森大学教授					
	11	安田 勝寿	男	博物館	ヤスダコレクション代表					
	12	齋藤 信夫	男	自然	青森自然誌研究会会長					

青森県立郷土館協議会 関係法令（抜粋）

博物館法 （昭和26年12月1日法律第285号）

（博物館協議会）

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

青森県立郷土館協議会条例（昭和48年3月30日青森県条例第5号）

（設置）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定に基づき、青森県立郷土館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（委員の任命の基準）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

（委員の定数）

第3条 委員の定数は、12人以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

県立高等学校の募集停止について

1 募集停止の経緯

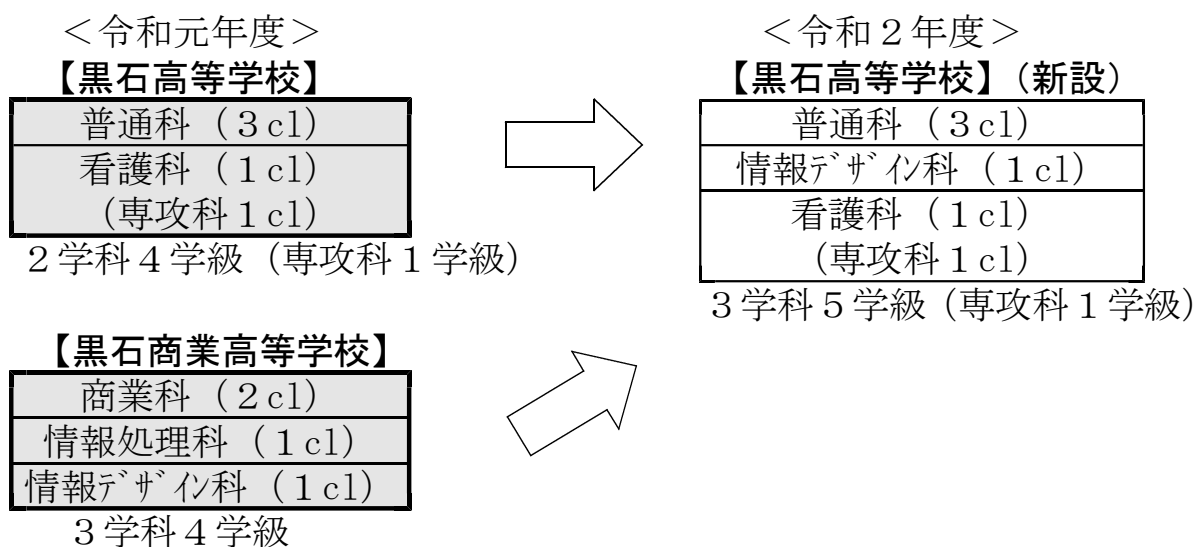
- 平成30年度から令和4年度までを計画期間とする青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画では、今回募集停止する高等学校に関して、次のとおり示している。

黒石高等学校 平成32年度（令和2年度）募集停止
 黒石商業高等学校 平成32年度（令和2年度）募集停止
 五戸高等学校 平成32年度（令和2年度）募集停止（予定）※
 ※ 五戸高等学校については、県立高等学校として平成32年度（令和2年度）に募集停止する予定とし、同校の設置主体の変更等については、その状況に応じて適切に対応する。

- 平成30年3月、五戸町において、町立化等を含めた五戸高等学校の設置主体変更について断念する旨公表した。
 ○ これらのことを踏まえ、第1期実施計画における高等学校の募集停止のうち、黒石高等学校、黒石商業高等学校及び五戸高等学校の募集停止を令和2年度に行うものである。

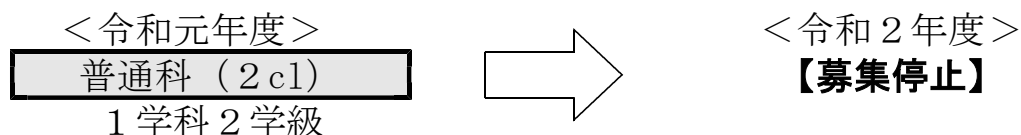
2 募集停止の内容

(1) 黒石高等学校及び黒石商業高等学校



「黒石高等学校」及び「黒石商業高等学校」を募集停止し、黒石高等学校を新設する。

(2) 五戸高等学校



「五戸高等学校」を募集停止する。

3 参 考 (第1期実施計画における1学級規模の地域校について)

- 第1期実施計画においては、学校規模の標準(1学年当たり4学級以上)を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じる高等学校を地域校として配置したところである。
- ただし、1学級規模の地域校については、更なる少子化が見込まれる中、入学者数が極めて少ない状況となった場合等には、高等学校教育として求められる質の確保に支障が生じる懸念があることから、次の基準に基づき、募集停止等に向けて、当該高等学校の所在する市町村等と協議することとしている。

【1学級規模の地域校について募集停止等を協議する基準】

募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満(=20人未満)となった場合

- 1学級規模の地域校のうち、青森北高等学校今別校舎、中里高等学校、田子高等学校の入学状況は以下のとおりであり、募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満(=20人未満)となったことから、令和2年度募集停止に向け、当該高等学校の所在する市町村等と協議中である。

学校名	入学状況	
	平成30年度	令和元年度
青森北高等学校今別校舎	6人	12人
中里高等学校	17人	11人
田子高等学校	13人	9人

県立高等学校の学科の廃止について

1 学科の廃止の経緯

- 平成30年度から令和4年度までを計画期間とする青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画では、今回廃止する学科に関して、次のとおり示している。

【農業科】

名久井農業高等学校の園芸科学科を生物生産科に統合し、野菜や果樹、草花等の幅広い農産物の生産に関する学習の充実を図ります。

【工業科】

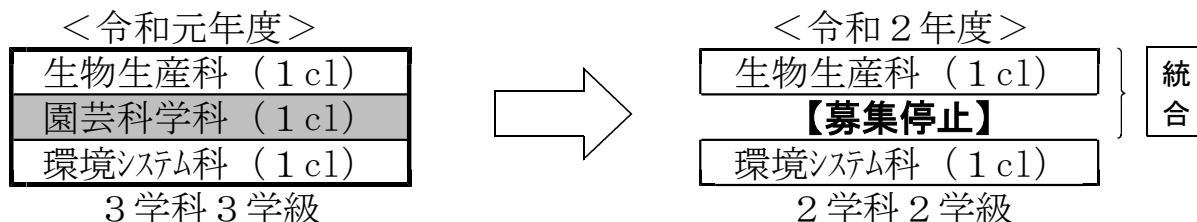
十和田工業高等学校の電子機械科を電子科に統合し、回路設計、電子機器の製作技術等に加え、コンピュータ制御技術等に関する学習の充実を図ります。

むつ工業高等学校の電子科を電気科に統合し、発電や送電、電気配線工事等に加え、回路設計、電子機器の製作技術等に関する学習の充実を図ります。

- 第1期実施計画における学科改編のうち、名久井農業高等学校の園芸科学科、十和田工業高等学校の電子機械科及びむつ工業高等学校の電子科の学科改編を令和2年度に行うものである。

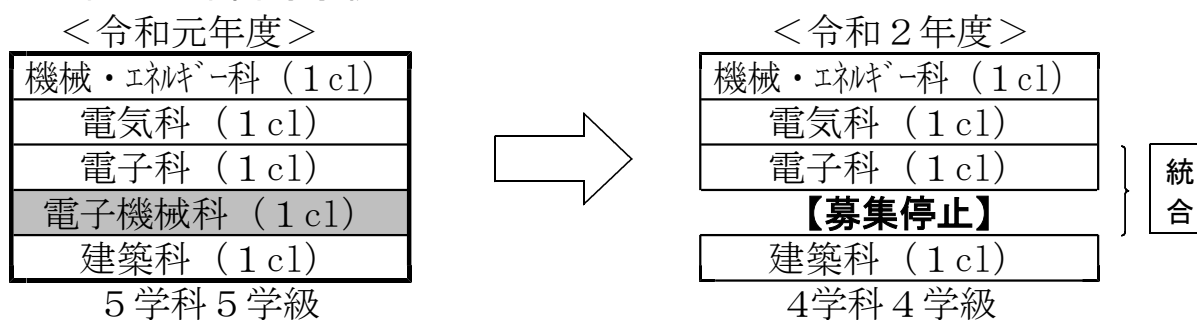
2 学科の廃止の内容

(1) 名久井農業高等学校



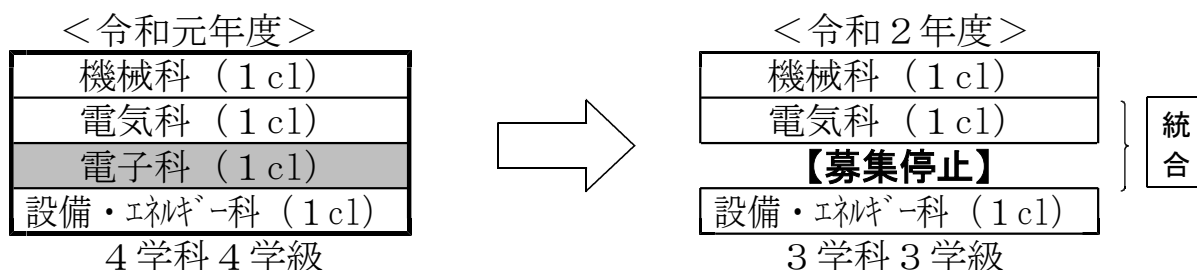
「園芸科学科」を募集停止し、「生物生産科」に改編（統合）する。園芸科学科で培ってきた、野菜や果樹、草花等の園芸農業の担い手育成は、生物生産科における専門科目や課題研究を通して継続的に取り組み、生徒の進路選択幅を確保する。

(2) 十和田工業高等学校



「電子機械科」を募集停止し、「電子科」に改編（統合）する。電子機械科で培ってきた、コンピュータ制御等の知識・技術を身に付けた人財の育成は、電子科における実習及び課題研究を通して継続的に取り組み、生徒の進路選択幅を確保する。

(3) むつ工業高等学校



「電子科」を募集停止し、「電気科」に改編（統合）する。電子科で培ってきた、電子・通信分野の知識・技術を身に付けた人財の育成は、電気科における実習や課題研究等の教育活動全体を通して継続的に取り組み、生徒の進路選択幅を確保する。